

平成23年度

もしものために

石山小学校
ほごしや きんきゅうじたいおう
保護者 緊急時対応マニュアル

※改訂版が届くまで大切に保存してください。

- I. 児童負傷・疾病等の対応
じどうふしょう しつぺいとう たいおう
- II. 非常変災時など緊急事態における非常措置
ひじょうへんさいじ きんきゅうじたい ひじょうそち
- III. 集団風邪等による緊急下校について
しゅうだんかぜとう きんきゅうげこう
- IV. 変質者等の出没時について
へんしつしゃとう しゅつぽつじ
- V. 集団下校等の危機体制の解除方法について
しゅうだんげこうとう ききたいせい かいじょほうほう
- VI. 児童が帰宅しないとき
じどう きたく
- VII. 集団下校体制について
しゅうだんげこうたいせい

大津市立石山小学校

電話 537-0014

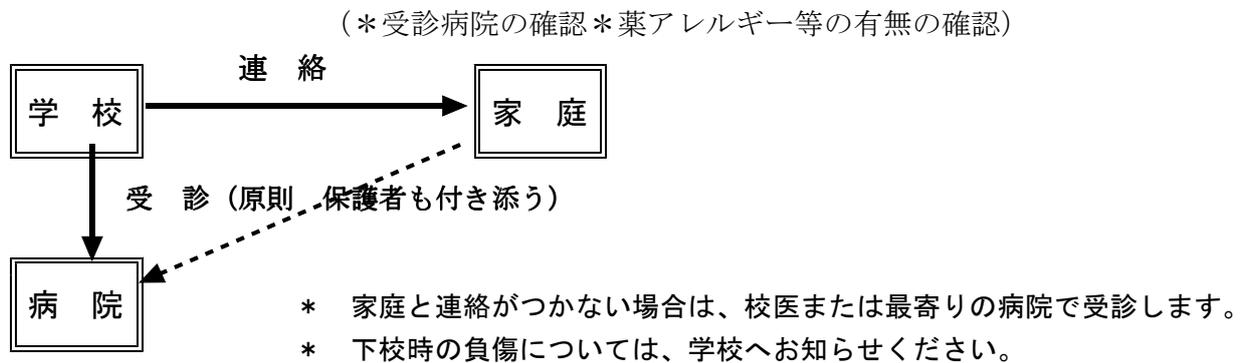
FAX 537-2554

HPアドレス <http://www.otsu.ed.jp/isym-e/>

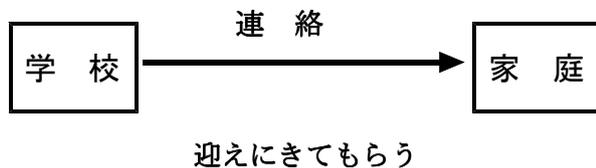
携帯端末アドレス <http://www.otsu.ed.jp/isym-e/mobile/>

I 児童の負傷・疾病等の対応

1 児童負傷時の対応について



2 疾病時（発熱、強い腹痛など）の対応について



- * 連絡がつかない場合は、連絡がつくまで保健室で安静にしています。できるだけ早く迎えに来てください。

* 連絡先が変更になった場合はすぐに学校へ連絡して下さい。

3 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金支払い手続きについて

- (1) 学校管理下（登下校中を含む）で負傷し、受診された場合は、学校より振興センターの書類をお渡しします。それに医療機関の窓口で記入していただき、学校へ提出してください。（家庭から受診された場合は、学校にお知らせ下さい。）
- (2) 学校より給付金支払い請求手続きを行います。
- (3) 給付金は、療養に要した費用の4/10（そのうち1/10は療養に伴って要する費用として加算される分）が後日、学校集金の指定口座へ振り込まれます。ただし、療養に要する費用が5,000円未満（保護者負担金 1,500円未満）の場合は給付の対象になりません。（平成11年度より改正）その他、場合によっては給付の対象にならない場合があります。
- (4) 給付規準は以下のとおりです。
 - ア 同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
 - イ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行われなるときは、時効によって消滅します。
 - ウ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において給付を行わない場合があります。

II 非常変災時など緊急事態における非常措置

台風など非常変災、その他緊急事態発生または発生の恐れがあるときは、児童の安全確保を図るため、下記による非常措置をとりますので、家庭での対応をあらかじめ相談しておいて下さい。

1 台風等暴風襲来時における対応

暴風警報発令時	登校前	・午前7時において「暴風警報」が発令中は、臨時休業とします。	・学校から連絡はいたしません。テレビ等の気象情報に気をつけてください。
	登校後	・登校後に「暴風警報」が発令された場合は、通学路の安全等を勘案の上、状況に応じて、速やかに下校の措置をとります。	・下校する場合は、集団で下校します。 ・下校させるに当たっては、事前に記入いただき提出された調査回答等にもとづき、各児童の措置を決めます。
警報い発場合	登校前	・午前7時において「暴風警報」が発令されていない場合、児童は登校します。	

2 その他の警報発令時（大雨、大雪、洪水等）

大雨・大雪洪水等の警報発令時	・児童は登校します。	・始業時刻の繰り下げ及び終業時刻の繰り上げ等の措置が必要になった場合は、その状況に応じて対応します。
----------------	------------	--

3 地震が発生した場合

地震発生の場合	・家庭にいるときで、緊急避難が必要と判断した場合は、安全確保の上、関係機関の指示に従い、広域避難場所（石山小学校等）へ避難して下さい。 ・児童が学校にいるときは、学校の防災計画に従って速やかに避難し、その時の状況に応じて、各家庭と連絡を取り集団下校、または、学校待機の措置をとります。
---------	---

Ⅲ 集団風邪等による下校について

集団風邪、流行性感冒等の流行性疾病が発生した場合、学校医と相談の上、学級・学年又は全校の臨時休業措置（学級・学年閉鎖）をとります。通常の下校時刻以外での下校措置をとった場合は、保護者へその措置の説明と下校時刻について連絡をします。連絡がとれますようお願いいたします。

その場合の下校措置は、下記のように対応します。

- 1 休業期間及びその理由等についてのお知らせ文書を持ち帰らせます。また、家庭での対応についてもお知らせしますので、それに従って家庭での指導をお願いします。
- 2 発熱などにより単独での下校が危ぶまれる児童については、家庭と連絡をとり迎えに来ていただきます。
- 3 2以外の児童を下校させるに当たっては、下校時の安全を考慮し、他の学級と同時刻に下校させます。
- 4 石山児童クラブへ通う児童については、石山児童クラブの指導者と連絡を取り対応いたします。

Ⅳ 変質者が出没した場合

☆ 児童が帰宅し、変質者等に出会った話を聞かれた場合、次のように対応して下さい。

- 1 児童のけが等、身体状況を確認の上、そのときの様子や人物、車等の特定できるものがないかを聞き出し、下記へ連絡して下さい。
 - 緊急を要する場合は**110番**
 - 石山南郷交番（**537-4120**） か 大津署（**522-1234**）
 - その後、学校へ（**537-0014**）
- 2 学校では、情報が入り次第、内容に応じて、当日か翌日には各家庭に変質者等について文書で連絡します。
 - （HPアドレス <http://www.otsu.ed.jp/isym-e/>）
 - （携帯端末アドレス <http://www.otsu.ed.jp/isym-e/mobile/>）

Ⅴ 集団下校等の危機体制の解除方法について

- 1 変質者等の出没により集団下校した場合、学校からの特別の連絡、指示がないときは、通常の登校方法により登校させて下さい。翌日も警戒しなければならないときは、文書または石山小学校ホームページで指示いたします。
- 2 翌日以降も危機体制を続ける必要がある場合は、あらかじめ文書または石山小学校ホームページでお知らせします。

VI 児童が帰宅しないとき

- 1 通常の帰宅時刻になっても児童が帰宅しないとき、学校（537-0014）にも連絡をしてください。学校職員も第1次捜索を行います。
- 2 捜索しても児童の居場所が確認できない場合は、警察にも連絡してください。学校職員も緊急の体制をとり、第2次捜索を行います。
- 3 児童が遊びに出るときは、「どこへ」「だれと」「いつ帰る」の三点は必ず告げてから遊びに行くように家庭でもご指導ください。
また、夕方遅くまで遊んでいる子どもを見かけられましたら、家に帰るよう声かけをしてあげてください。

VII 集団下校体制

1 集団下校の目的

非常変災時等緊急事態における児童の安全な下校を保障するため。

2 集団下校実施のめやす

- (1) 登校後、暴風雨警報が発令され、単独での下校が危ぶまれる場合
- (2) 登校後、大雨・大雪・洪水等の警報が発令され、単独での下校が危ぶまれる場合
- (3) 地震が発生し、緊急に下校させる場合で、単独での下校が危ぶまれる場合
- (4) 変質者の発生等、単独での下校が危ぶまれる場合
- (5) その他、単独での下校が危ぶまれる場合

<いずれの場合も、最終的には学校長の判断によって決定します。>

3 集団下校の手順

- (1) 学級担任………集団下校児童と児童クラブへ行く児童の振り分け
- (2) 集団下校児童……町別に集団で下校
児童クラブへ行く児童……児童クラブへ行きます。
- (3) 集団下校開始

携帯端末をお持ちの方は、「石山セーフティネット」にご自分のe-mailアドレスを登録してください。不審者情報等の緊急連絡がメールで受信できます。

URLは、ishiyamasafety@leto.eonet.ne.jp です。登録要件として、①氏名②自治会名を送信してください。後日登録完了確認メールが届きます。

(パソコンからのメールを着信拒否設定をしている場合は申込みできません。)